

遊佐町いじめ防止基本方針

平成27年 5月11日 策定

平成27年12月 1日 改定

遊佐町・遊佐町教育委員会

遊佐町いじめ防止基本方針

は じ め に

いじめは児童生徒の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめへの対応は、学校における最重要課題として認識し、全ての学校が全力で問題の克服に取り組む必要がある。

さらに、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは決して許さない」「いじめはどの学校、学級でも起こりうる」との意識をもち、一人一人が役割と責任を自覚し、地域社会総がかりでいじめ問題に向き合わなければならない。

1 基本方針策定の目的

遊佐町いじめ防止基本方針は、児童生徒一人一人の尊厳を保持する目的で、遊佐町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、遊佐町立小中学校、各家庭、地域住民、その他関係機関が連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本方針に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。）のための対策を総合的かつ積極的に推進するために定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において、「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通して行われる行為も含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 「いじめの防止等」に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童生徒、どの学校でも起こりうるものである。そのため、全ての児童生徒を対象とした、いじめ未然防止の観点が重要であり、学校教育活動全体を通して、全ての児童生徒に「いじめは決して許さない」という指導を徹底することを基本に、豊かな情操や道徳心、自分の存在を認める自己有用感とともに、他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度等を養うことが重要である。

いじめを早期に発見し、速やかに解決の方向を見出すには、担任等個人に任せるだけでなく、学校の組織的な対応が不可欠である。学校だけの指導や対応で十分な効果を上げることが困難な場合は、関係機関（教育委員会、警

察、児童相談所等）と状況を共有して適切に連携を図ることが必要である。

さらに、家庭、地域、関係機関が学校と連携し、いじめの問題を克服するために、継続的な取り組みを推進することが重要である。

4 学校における取り組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国のいじめ防止基本方針や山形県いじめ防止基本方針、遊佐町いじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(2) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

各学校は、学校におけるいじめ防止等に関する措置を効果的に行うため、複数の教職員その他の関係者により構成される、いじめ防止等の対策のための組織を設ける。

(3) 学校におけるいじめ防止等に関する対応

① 未然防止

全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないようにするための未然防止に全力で取り組む。

そのため、児童生徒が心を通い合わせるコミュニケーションの力を育て、規律正しい態度で授業や学校行事等に積極的に参加し活躍できるような学級経営や授業づくりを進める。

また、集団としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに声を掛け合い、互いに認め合える人間関係に支えられた学校風土を醸成する。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払うとともに、全ての児童生徒にとってわかる、できる授業を行うように授業改善に積極的に取り組む。

② 早期発見

いじめは人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかという視点を持ち、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知に努める。

そのため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒の示す変化や危険信号を見逃さないようにする。併せて、定期的なアンケート等の調査や教育相談の実施等により、児童生徒が訴えやすい体制を整え、日常的にいじめの実態把握に努める。

③ 適切な対応

いじめの発見や通報を受けた場合は、特定の教職員に対応を任せることなく、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格的な成長を旨として、教育的な配慮の下に、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、校長のリーダーシップの下、教職員全員が共通理解した上で、保護者への協力を依頼して取り組むとともに、必要に応じて、関係機関、専門家等と連携して対応する。

④ 重大事態への対処

いじめにより児童生徒の生命、心身、財産等に重大な被害が生じた場合は、町教育委員会に直ちに報告するとともに、必要に応じて、警察への通報等関係機関と連携した対応を行う。また、教育委員会と連携して重大な事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行う。

5 教育委員会における取り組み

(1) 日常的な学校支援

いじめ防止等の取り組みに関して、学校訪問等を通して日常的に指導や助言を行う。

(2) いじめの実態把握

各学校のいじめの発生状況や対応の状況を調査、把握して指導に生かす。

(3) 関係機関との連携

①必要に応じて、警察、児童相談所、民生児童委員、保護司会等、健全育成に関わる関係機関や専門家と連携して学校を支援する。

②いじめ防止等に関係する町内機関及び団体の代表者等で構成される、遊佐町青少年育成協議会に、いじめに関する各学校の取り組みや、いじめの発生状況等を説明し、いじめの未然防止や対応のあり方に向けた意見を聴取し、指導に生かすとともに、関係機関との連携を強め、保護者をはじめとする地域住民を巻き込んだ全町的な取り組みに向けて環境を整備していく。

(4) 教職員の研修

いじめに気づく洞察力を高め、的確に対応できるよう教職員の資質向上を図るための自己研さんや、各学校の職員研修の充実を支援していく。

(5) 啓発活動

いじめの問題の理解と対応について、保護者や地域住民、関係機関等へ

の啓発を行う。

(6) 教育相談

電話や来所によるいじめの通報や相談を受ける体制を整備するとともに、学校へのスクールカウンセラー等の専門家の派遣を行う。

(7) 重大事態発生時の対処

- ①学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態を町長に報告する。
- ②教育委員会は、学校と連携して重大事態に係る事実関係を明らかにするための調査を実施する。必要に応じて専門的な知識及び経験を有する第三者を加えた組織、「遊佐町いじめ問題対応委員会」を設置し、詳細な調査を行う。
- ③教育委員会は、調査結果を町長に報告し、今後の重大事態発生防止のために必要な対策を講じる。

6 町長による再調査及び措置

(1) 遊佐町いじめ重大事態発生時再調査委員会

前項の規定による報告を受けた町長は、重大事態への対応並びに同種の事態の発生の防止のため必要があると認める時は、「遊佐町いじめ重大事態発生時再調査委員会」を設置して、再調査を実施する。

(2) 町長は、再調査を行った時は、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を町議会に報告する。

さらに、町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、今後の重大事態発生防止のために必要な措置を講ずる。

7 基本方針の点検、評価と見直し

基本方針に基づく取組状況や結果について点検、評価を実施し、必要に応じて見直し等必要な措置を講ずる。